

【市役所以外で行う手続き】

分類	亡くなられた方について	手続きの内容	手続き・相談先	チェック欄
年金	共済年金を受給していたかた	各共済組合へ直接お問い合わせください		
	厚生年金の加入期間のあるかた	遺族厚生年金の手続き ※受給要件を満たしているかは水戸北年金事務所 又は市保険課へお問い合わせください	水戸北年金事務所 ☎029-231-2283 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 市保険課 ☎029-298-1111 (内線142～147)	
	企業年金を受給していたかた	各企業年金基金、又は企業年金連合会へお問い合わせください	企業年金連合会 (企業年金コールセンター) ☎0570-02-2666 ※平日9時～17時	
	農業者年金を受給していたかた	農業者年金基金、又は農業協同組合(JA)へお問い合わせください	農業者年金基金 ☎03-3502-3199 ※平日9時～17時	
	恩給を受給していたかた	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください	総務省 恩給相談窓口 ☎03-5273-1400 ※平日9時～17時	
障がい者	NHK受信料の免除を受けていたかた	NHK受信料の名義変更・解約の手続き	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077	
その他	普通自動車、 二輪車(125cc以上) を所有していたかた	名義変更・廃車の手続き	茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017	
	軽自動車を所有していたかた	名義変更・廃車の手続き	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105	
	土地・家屋などを所有していたかた	名義変更(相続登記)の手続き ※令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。	水戸地方法務局 水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎 ☎029-227-9922	
	戦没者弔慰金(国債)をお持ちだったかた	記名変更や償還金受領の手続き	償還金支払場所、又は証券保管証書に記載の郵便局	
	相続税や所得税についての問い合わせ		太田税務署 常陸太田市金井町3662番地 ☎0294-72-2171	

○亡くなられたかたの戸籍謄本・抄本が必要なとき

死亡届を出してから戸籍ができるまでには、本市に死亡者の戸籍がある場合で、平日3～4日かかりますのでご了承ください。

また、死亡者の配偶者や直系の親族でないかたが窓口にお越しになる場合は、配偶者や直系の親族のかたが書かれた「委任状」をお持ちください。

○死亡届書の記載事項証明が必要なとき

死亡届書の記載事項証明書(死亡届に記載のある死亡診断書の写し)の交付を申請できるのは、簡易保険金の請求や遺族年金の請求などの場合に限られています。

なお、死亡届書は届出後約1か月で水戸地方法務局へ移管され、市役所では証明書の交付ができなくなります。

・厚生、共済遺族年金の請求の場合：年金証書をお持ちください。

・簡易保険金の請求の場合：保険金受取人ご本人が保険証書をお持ちください。

※いずれも、受取人以外のかたが窓口にお越しになる場合は受取人からの「委任状」が必要です。